

# 総務委員会記録

令和8年3月16日開催

- 1 日 時 令和8年3月16日(月) 9:59~10:58
- 2 場 所 委員会室
- 3 出席委員 橋本委員長 大橋副委員長  
平山委員 湯浅委員 大山委員 喜多委員  
広浦委員 陶久委員 梶原委員
- 4 欠席委員 なし
- 5 議 長 幸坂議長
- 6 傍聴議員 荒谷議員 久米議員 佐々木議員 渡部友子議員  
渡邊芳彦議員 橘議員 佐古議員
- 7 出席理事者 岩佐市長 西田副市長 平井副市長 東條政策監  
篠原政策監 幸泉企画部長 荒井総務部長  
川端危機管理部長 東会計管理者 小西消防長  
田中消防次長 小杉消防署長  
横手秘書広報課長 兼任人事課長  
七條企画政策課長 田中DX推進課長 長谷総務課長  
石山財政課長 日下税務課長 川田危機管理課長  
吉積会計課長 栗本警防課長 武田予防課長  
六浦情報管制課長 高田第三消防課長  
田上選挙管理委員会事務局長 森口監査事務局長 他
- 8 事 務 局 佐坂議会事務局長 田上議事課長 谷崎課長補佐  
平瀬課長補佐 福岡係長
- 9 傍 聴 者 1名
- 10 記 者 席 1名

【 会議の概要 】

開 会 9 : 5 9

橋本委員長 おはようございます。少し時間が早いようではございますけれども、全員お揃いではございますので始めさせていただきたいと思っております。ただ今から総務委員会を開会いたします。

それでは、市長さんから御挨拶をいただきたいと思っております。岩佐市長。

岩佐 市長 おはようございます。本日は総務委員会を開催していただきまして、誠にありがとうございます。

さて、本日の総務委員会に提案させていただきます案件につきましては、条例の制定案が1件、条例の一部改正案が4件、条例の廃止案が3件の計8件でございます。詳細につきましては関係課長から御説明を申し上げます。以上、提案申し上げました案件につきましては、御審議のうえ御承認を賜りますようお願いを申し上げまして、開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

橋本委員長 ありがとうございます。

本委員会の審査案件は、付託をされました市長提出議案8件と請願1件であります。それでは審査に入ります。

第1号議案 阿南市危機管理対策基金条例の制定について

橋本委員長 初めに第1号議案 阿南市危機管理対策基金条例の制定についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。川田危機管理課長。

【理事者説明 川田 危機管理課長】

橋本委員長 理事者の説明が終わりましたので質疑に入ります。通告がありますので指名をいたします。広浦委員。

広浦 委員 何点か質問いたします。

こちらの基金なんですけれども、災害復旧は対象なんですか。

橋本委員長 一問一答で。川田危機管理課長。

川田 課長 この基金は県土強靱化・レジリエンス推進事業費補助金を活用するための基金でございます。県補助金交付要綱には、基金の処分は防災目的に限定したものとなっております。本基金条例においても同様に防災・減災対策事業に要する経費に充てることとしており、災害復旧に充てるものではございません。

橋本委員長 広浦委員。

- 広浦 委員      ありがとうございます。  
次に、耐震化、避難所整備等のハード事業と、あと避難訓練等のソフト事業があるんですけども、その割合とか優先順位というのはどのように予定しているのでしょうか。
- 橋本委員長      川田危機管理課長。
- 川田 課長      まずは、令和8年度は、スターリンクの通信費や防災訓練等のソフト事業の経費に活用したいと考えております。今後においても、防災・減災対策事業に適したハード事業、ソフト事業の必要な経費に充てていくこととしておりますが、現時点においてその割合や優先順位は定めておりません。
- 橋本委員長      広浦委員。
- 広浦 委員      ありがとうございます。  
県の交付金が原資とのことですが、今後、何年分交付金を、どの程度積み立てる計画なのか。基金の目標規模等があれば教えてください。
- 橋本委員長      川田危機管理課長。
- 川田 課長      県の補助金を活用するためこの基金を設置するものでございますので、目標額はございません。また、この補助金が次年度以降、継続されれば、毎年、県の補助金に相当する額を基金に積み立てることとしているため、基金の目標規模については県の補助金額と同等額になるものと考えております。
- 橋本委員長      広浦委員。
- 広浦 委員      ありがとうございます。  
県の交付金以外に、市の一般財源や国の補助金等を追加投入する計画はあるのでしょうか。
- 橋本委員長      川田危機管理課長。
- 川田 課長      この基金は県補助金交付要綱に基づき、県の補助金に相当する額を積み立てることから、他の財源と明確に分ける必要があるため、その他、市の一般財源や国の補助金等を基金に積み立てる計画は、現時点においてございません。
- 橋本委員長      広浦委員。
- 広浦 委員      分かりました。以上です。
- 橋本委員長      ほかに質疑ございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

橋本委員長　それでは、質疑なしと認め、質疑を終結いたします。  
これより、第1号議案を採決いたします。本件を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

橋本委員長　御異議なしと認めます。よって、第1号議案　阿南市危機管理対策基金条例の制定については原案のとおり可決されました。

---

質　疑　終　了　・　採　　　　決  
全　会　一　致　・　原案のとおり可決

---

---

第2号議案　阿南市職員の通勤手当に関する条例の一部改正について

---

橋本委員長　次に第2号議案　阿南市職員の通勤手当に関する条例の一部改正についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。兼任人事課長。

【理事者説明　兼任　人事課長】

橋本委員長　理事者の説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

橋本委員長　よろしいですか。それでは、質疑なしと認め、質疑を終結いたします。  
これより、第2号議案を採決いたします。本件を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

橋本委員長　御異議なしと認めます。よって、第2号議案　阿南市職員の通勤手当に関する条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

---

質　疑　終　了　・　採　　　　決  
全　会　一　致　・　原案のとおり可決

---

---

第3号議案　阿南市職員旅費条例の一部改正について

---

橋本委員長　次に第3号議案　阿南市職員旅費条例の一部改正についてを議題といた

します。理事者の説明を求めます。横手秘書広報課長。

【理事者説明 横手 秘書広報課長】

橋本委員長 理事者の説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑ありませんか。  
喜多委員。

喜多 委員 こちらのほうで、第2条の7、旅行役務提供者という項目がありますけど、これ、分かりやすくしますと、例えば文房具屋さんがあって、市と委託契約をしてるところから、例えば文房具は買いますよということになってるけれども、当然、阿南市以外のところで買って、領収書を持ってきて、例えばそのボールペンを経費として出したときに払っていただけるのか。ちょっとややこしくなりますけど、この旅行業法で定められてる、市と旅行役務提供契約をしてないと、例えばチケットを渡したときに、それは契約してないからだめだということなのか、例えば東京に、地下鉄に乗って、例えばそこで領収書を持ってきた。当然、市と契約はしてないですよ。ただ、そういうのは常識的に考えて実費なんで、それはもう契約したとみなすのかとか、ここの、市と契約っていうところがどの範囲なのか、ちょっと分かりにくいんですけど。

一番、極端に言えば、私、旅行業者に勤めてるものですから、例えば兼業に関わったらいけないということで、私、代表者でもないし、別に一従業員なんですけど、市と委託契約は私のとこの会社はしてません。例えば、じゃあ、職員の方が私のとこへ来て旅行をした際に、市と委託契約がないから、それはだめなのかどうかとか。そこの非常に細かいとこなんですけど教えていただけませんかでしょうか。

橋本委員長 横手秘書広報課長。

横手 課長 お答えいたします。  
通常、今は旅行に行くときに、それぞれ、職員個人がそれぞれの旅行のチケットを取るようになっております。今回の改正につきましては、直接旅行業者さんと市で支払いのやり取りができるようにするための、要は事務の合理化と、それと職員の事務の軽減に資するように改正をするものでございまして、そういう直接、市と業者さんがお金のやり取りができるようにするために作る制度なので、これ、まだ仕組みについてはこれから作るようになりますけれども、基本的には今までと同じように、市と業者さん、契約しておろうが、しておるまいが、職員が自分でチケットを購入するところには変わりはありませんので。これから、直接支払いができるようにするためには業者さんの公募であったり、選考であったり、そういう手続きが必要になるかと思えます。以上、お答えとさせていただきます。

橋本委員長 喜多委員。

喜多 委員 ありがとうございます。  
そしたら、要望なんですけど、私、実は他市のいろんな、徳島県内のほ

かの市とか、それからほかの、いうたら市の幹部さんとかの旅行とかやる  
ときあるんですね。そうすると向こうのほうで、ある郡の方なんかは、必  
ずバスの手配、うちのほうにそこの市なり郡が来たら、何か1枚、余分が  
来るんですよ。それは何かというと、いわゆる契約ですね。そこと契約、  
私がないもんですから、そうすると、この1枚だけちょっと書いてくださ  
いってというのが一緒に来ます、その大きな旅行の場合は。だから、そうい  
ったときにどうなんかな。阿南市もほかの旅行業者使っても、阿南市とは  
委託ないかもしれんけど、できたら、普通にできたらいいんですけど、も  
し契約が必要なら1枚、そんな申込書をつけてするとか、また考えていた  
だいたらと思います。以上です。

橋本委員長 要望ですね。  
ほかに質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

橋本委員長 それでは、質疑なしと認め、質疑を終結いたします。  
これより、第3号議案を採決いたします。本件を原案のとおり可決する  
ことに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

橋本委員長 御異議なしと認めます。よって、第3号議案 阿南市職員旅費条例の一  
部改正については原案のとおり可決されました。

---

質 疑 終 了 ・ 採 決  
全 会 一 致 ・ 原案のとおり可決

---

---

第4号議案 阿南市交通遺児育英基金の設置、管理及び運用に関する条例等の一部改正  
について

---

橋本委員長 次に第4号議案 阿南市交通遺児育英基金の設置、管理及び運用に関す  
る条例等の一部改正についてを議題といたします。理事者の説明を求めま  
す。吉積会計課長。

【理事者説明 吉積 会計課長】

橋本委員長 理事者の説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

橋本委員長 よろしいですか。それでは、質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより、第4号議案を採決いたします。本件を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

橋本委員長 御異議なしと認めます。よって、第4号議案 阿南市交通遺児育英基金の設置、管理及び運用に関する条例等の一部改正については原案のとおり可決されました。

---

質 疑 終 了 ・ 採 決  
全 会 一 致 ・ 原案のとおり可決

---

---

第10号議案 阿南市火災予防条例の一部改正について

---

橋本委員長 次に第10号議案 阿南市火災予防条例の一部改正についてを議題いたします。理事者の説明を求めます。武田予防課長。

【理事者説明 武田 予防課長】

橋本委員長 理事者の説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

橋本委員長 よろしいですか。それでは、質疑なしと認め、質疑を終結いたします。これより、第10号議案を採決いたします。本件を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

橋本委員長 御異議なしと認めます。よって、第10号議案 阿南市火災予防条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

---

質 疑 終 了 ・ 採 決  
全 会 一 致 ・ 原案のとおり可決

---

---

第11号議案 阿南市基金運用に関する第三者調査委員会設置条例の廃止について

---

橋本委員長 次に第11号議案 阿南市基金運用に関する第三者調査委員会設置条例

の廃止についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。兼任人事課長。

【理事者説明 兼任 人事課長】

橋本委員長 理事者の説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑ありませんか。喜多委員。

喜多 委員 まず1点お伺いしたいのが、この提案理由で、事実関係の調査及び認定ということがありまして、あと基金の運用の在り方と。ほんで、これを受けて、提言を受けて検討したということなんですけれども、恐らく、検討するにあたっては事実関係の調査の資料が相当あったかと思うんですね、聞き取りもやっています。ところが、私どもにこの答申書として出されてるのは、ほとんど、その内容については5ページ弱で、第三者委員会の考え方が述べられているんですけども、事実関係が全く表に出てきてないんで、この調査の、聞き取りしたり、いろんなんしたというその内容を、公平中立にやったという内容を公表するようなお考えはありませんか。お尋ねいたします。

橋本委員長 兼任人事課長。

兼任 課長 調査に当たりましては、さまざまな資料を第三者調査委員会に提供しております。その結果を受けて、この答申の内容の調査結果、2ページから3ページにかけてございますが、そのあたり、調査委員会としては丁寧にその書類を確認した上で調査報告書をまとめていただいたものと理解しております。以上、お答えとさせていただきます。

橋本委員長 喜多委員。

喜多 委員 要は、その確認された資料ですよ、そこが全く見えない。だから、よくやられてて、まとめ方としたら非常によくやられてると思うんです。ほんで、最終的には評価損の拡大を招いたと。だけど、今は売ってないんで、評価損はないと。大事なのは、なぜこれが問題になってきたかという、評価損。だけどこれって、国債って最後まで持つのが普通なんですけど。ただ、時の会計管理者はこれで損失を招かない、少し金利のいいもんやりたいと。僕、一生懸命やられたと思うんですね。例えば、そういうことが一つも出てこない。例えば、超長期が91億円あるんだよって。でも、全部じゃないですよ、5年もんもあるし2年先に満期を迎えるものもある。20年もんもある。だけど、きちんとした数字をきちんと出してこない、市民には全く分からない。

それと、ガバナンス不足だというけれども、これ、令和2年度、3年度、4年度のときは買ってます。だけど令和5年度の会計管理者は、この事件が発覚する前の5年度の会計管理者は買ってないですよ。じゃあ、そこ、何で買ってないのかと。ガバナンスが効いてるはずですよ。

それと、この前も副市長言われましたけど、調整債、あれを買ったときに、例えば金利が高いじゃないかと、3億何ぼで7,000万くらいの金利が

あるんだったら、いや、基金の運用益がありますと。で、実は基金って、全く、今見たら大変な問題みたいに言ってるんだけど、金利も生んでるんですね。例えば令和2年度の会計管理者は73億円ぐらい購入してます。で、最終的に令和6年10月末時点の保有が22億円ぐらいで、そのときに販売益っていうのが1,800万円上げてるんですよ。で、会計管理者は本当に一生懸命やられたと。そのときには当然、財調の状況も皆見て、その中で見ながらやってた。問題になんのは、もともと101億円あったのが一気に減ってきたと。そうすると、分母が違うんで、当然、基金との比率も変わってくる。問題は基金だけじゃなくって、使ったほうが悪いじゃないかという検証もされてないと。

一番問題なのは、それぞれ、この基金自体の中身が全く分からない。ほんで、中で、要するにスタッフの間でやり取りしたときに、こんなんでどんなことしたのかなって、分からないのが、例えば令和2年12月15日に30年を買ってるわけですね。3億円程度ですよ、2億9,900いくら。で、同じ日に、やっぱり2億円ほど買ってる。で、15日から3日空けて18日に5億円ほど買ってる。これも同じ岡三証券で買ってる。で、岡三証券って徳島に支店があるのかというと、姫路とか松山とか大阪とかありますけど、徳島はないんですよ。そしたら、この商品を、大きな商品なんだけど、どんなふうに説明に来たのかと、当然、決裁権者以外にも判押してるわけなんで、その方たちも理解して、ああ、この商品はいいなと買ってるわけなんですね。それを、例えば日にちおいて、買ったのは何でなのかとか、そこらもよく分からない。

それと、同じ日に20年ものの国債を、例えば令和2年8月18日に買って、みずほ証券と岡三証券。これは1億円あまりと2億円あまり。同じ日に買って。そうすると、これはこっちのほうがいいからとか、同じものを何で買ったのかとか、そこらのところの細かいことが全く分からないんですよ。それは事務、この、ほな、そしたら皆で話したら、いや、これもう1本でいいんじゃないって、こっちの会社だけでいいんじゃないって、いや、これだったらこっちのほうが金利がいいからって、その比較をどうやってやったのかとか、全く分からないんですよ。そこんところを出していただけないかなと思うんですけど、どうでしょうか。お願いできますかね。

橋本委員長 兼任人事課長。

兼任 課長 繰り返しの答えとなりますが、調査報告書に基づきますと、令和2年度の会計管理者は、基金を弾力的に、かつ有効に活用するという視点から債券運用を始めております。比較的高利回りな債券が、満期期間を10年を超える債権であったこともあり、適切な時期に売却して運用益を確保することを前提に、超長期債券の購入を行っていた。なお、令和2年度は、債券で運用できる上限額を決めて購入していた、という調査報告書になっております。

先の全員協議会のほうでも喜多委員さんのほうから質問がございました。その結果を受けまして、第三者調査委員会のほうにも確認したところ、「調査報告書のとおりでございます」という回答をいただいております。以上、お答えとさせていただきます。

橋本委員長 喜多委員。

喜多 委員 一つ気になってるのが、閉めるのはいいんですけども、確証バイアスっていうか、何か偏った見方が、これ、公平中立なんで、そうなんだよというのをを出していただかないと。例えば超長期債券購入にあたっての第三者調査委員会で、具体的指針が定められずに超長期債券購入を行ったと。そんなの普通ね、10年しか買ったらいけないような、そんな買うような想定はしてないわけですよ。想定もしてないのに、何で超長期債券購入にあたっての具体的指針がなかったことがおかしいっていうのは、あくまでの今の時点からの視点なんですね。だから、あくまでも公平中立っていうのは、そのときの会計管理者の気持ちに立って、例えば令和2年度、3年度、4年度で会計管理者でもまるで扱いが違うじゃないですか。よく調べてますよ。で、やっぱり見たら、きちんと、結論としたら僕、よくやってる、公平に。でも、中身が見えないんですよ。

例えば令和2年度はどれぐらいのことやったか。今、70何億円だけど、残ってるのは20何億円。そしたら、次の令和3年度はそんなにやり取りやってないんですね。結局、その次に令和4年度が非常にたくさん、70何億円買ってたかなと思う。ほんでほとんど残ってるんですよ。それはやっぱり状況が悪くなって売れなかったということなんですけど、それが、その人個人じゃなくってね、やっぱり引継ぎでやってきたとか、あくまでも、これ見るとガバナンスが効いてなかった。それと会計管理者に知識がなかったって。僕、だけどそんなふうに断定していいのか。一生懸命やってる、その足跡とかね、きとんと検証して、一体いくらの数字が動いたって、具体的なことがきちんとこない、これ、公平公正な答申なのかなと。そこんどこ間違ってますかね。できたら、せっかくお金をかけてやったんだから、市民からは全く見えないですよ、これ、結論だけいわれても。何がどう行われてたのか。どんなふうな話し合いで、これ買ったのかっていうのが全く出てこないじゃないですか。もっとちゃんとした資料が出てくるはずなんですよ。できたら、出せるところは出していただきたい。これ、要望させていただきます。

橋本委員長 要望でいいですね。  
ほかに質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

橋本委員長 よろしいですか。それでは、質疑なしと認め、質疑を終結いたします。  
これより、第11号議案を採決いたします。本件を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

橋本委員長 御異議なしと認めます。よって、第11号議案 阿南市基金運用に関する第三者調査委員会設置条例の廃止については原案のとおり可決されました。

質 疑 終 了 ・ 採 決  
全 会 一 致 ・ 原案のとおり可決

---

第 1 2 号議案 阿南市新型コロナウイルス感染症対策応援基金条例の廃止について

---

橋本委員長 次に第 12 号議案 阿南市新型コロナウイルス感染症対策応援基金条例の廃止についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。七條 企画政策課長。

【理事者説明 七條 企画政策課長】

橋本委員長 理事者の説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

橋本委員長 それでは、質疑なしと認め、質疑を終結いたします。  
これより、第 12 号議案を採決いたします。本件を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

橋本委員長 御異議なしと認めます。よって、第 12 号議案 阿南市新型コロナウイルス感染症対策応援基金条例の廃止については原案のとおり可決されました。

---

質 疑 終 了 ・ 採 決  
全 会 一 致 ・ 原案のとおり可決

---

第 1 3 号議案 阿南市消防施設等整備充実基金条例の廃止について

---

橋本委員長 次に第 13 号議案 阿南市消防施設等整備充実基金条例の廃止についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。田中消防次長。

【理事者説明 田中 消防次長】

橋本委員長 理事者の説明が終わりましたので質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

橋本委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。  
これより、第13号議案を採決いたします。本件を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

橋本委員長 御異議なしと認めます。よって、第13号議案 阿南市消防施設等整備充実基金条例の廃止については原案のとおり可決されました。

---

質 疑 終 了 ・ 採 決  
全 会 一 致 ・ 原 案 の と お り 可 決

---

---

令和7年請願第3号 日本国国章損壊罪の早期制定を求める意見書の提出を求める請願  
(継続分)

---

橋本委員長 次に請願の審査に入ります。令和7年請願第3号 日本国国章損壊罪の早期制定を求める意見書の提出を求める請願を議題といたします。本件は、12月定例会で継続審査になっているものでございます。それでは、本請願について直ちに委員から御意見をいただきたいと思っております。御意見ある方は挙手をお願いします。湯浅委員。

湯浅 委員 この請願につきまして、日本国国章損壊罪の早期制定ということですが、日本国国章というのは、法律では決まっておられません。日本国国旗については法律で定められておりますが、国章については法律で定められた国章というのはございません。よって、この趣旨とか内容に関しては、私は構わないと思うんですが、国章という、国章の損壊罪ということについては、国に対して意見書を出すというのはどうかなという、適当でないのかなという思いはございます。

ただ、国の動向が分からない状況でございますので、今後、国の動向も踏まえながら、もう少し検討する必要があるのかなと思っておりますので、継続でお願いできたらと思っております。

橋本委員長 ただ今、継続審査との御意見がございましたので。

橋本委員長 喜多委員。

喜多 委員 継続の場合って、先に継続諮るんですけど。反対、賛成とか、いうより先にそっちするんですけど。

橋本委員長 継続諮ります。

喜多 委員 ねえ。ほな、言えんね、賛成やから。

橋本委員長 意見は大丈夫です。

喜多 委員 私は、この請願に対しては非常に賛成であります。ちょうど今、おりしも、ワールド大会、野球やってますけども。バスケットも世界大会に向けてやってます。いろんな、オリンピックとか、今もパラリンピックやってるかな。で、日本として、国のやはりシンボルでありまして、結局、オリンピックで皆が、国旗が上がって、その国々の、三つ上がったら敬意を表して胸に手を当てたり、本当に直立不動で敬意を表します。それは、やはりその国に対する敬意と、それからその尊厳を守ると。その国の文化とか人々をきちんと尊敬しますよっていうか、そういう敬意を表す行為なんで、その行為を表す対象が国旗なんですね。その国旗に対して、当然侮辱するってことって、これは刑罰、やって当然かなと思います。これは、私は大いに賛成であります。以上です。

橋本委員長 梶原委員。

梶原 委員 提出させていただいた請願の国章についてなんですけど、国章は天皇陛下の紋を指しておりまして、その天皇陛下の紋も燃やすとか、そういう行為があった場合なんですけども、今回、国旗のほうがメインで、2012年、2021年に高市総理も提出をされようとしたという経緯がありますので、一旦、国旗に絞ってしていかないと、範囲が広がって解釈が難しくなるっていう御指摘もいただいたので、それはまた別の機会に、国章に対しては検討していくというかたちに持っていてもよいのかなと思っております。ただ、国章を損壊されることがあれば、またこういった議論をさせていただければと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

橋本委員長 ということ、今の梶原委員の御意見は、国章ということで、法律では決まってないという声があったので、それをまた取り替えてというか、国旗とまた違って提案を出し直すという意味ですか、今のは。梶原委員。

梶原 委員 国章と国旗を分けて、また出し直しをさせていただこうと考えておりません。

橋本委員長 小休します。

---

小 休 10:52～10:54

---

橋本委員長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。  
先ほどの御意見の中に継続審査ということの御意見がございましたので、まず、継続審査ということで挙手を取らせていただきます。継続審査の御意見がございましたので、まず本請願を継続審査とすることについて挙手採決いたします。  
なお、あらかじめ申し上げます。挙手しない委員は反対と見なします。本請願を継続審査とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

( 挙手 多数 )

橋本委員長 挙手多数であります。  
よって、令和7年請願第3号は継続審査とすることに決しました。

---

質 疑 終 了 ・ 挙 手 採 決  
挙 手 多 数 ・ 継 続 審 査

---

橋本委員長 小休いたします。

---

小 休 10:55～10:57

---

橋本委員長 小休前に引き続き、会議を再開いたします。  
以上で本委員会に付託されました議案の審査及び請願の審査が全て終了いたしましたので、本委員会を閉じることにいたします。  
閉会に当たりまして市長から御挨拶をいただきます。岩佐市長。

岩佐 市長 本日は総務委員会を開催していただきまして、誠にありがとうございました。また、提案をさせていただきました案件につきましては、原案どおり御承認を賜り、厚く御礼を申し上げます。御審議の中で賜りました御意見、また御提言につきましては今後の市政運営に活かしてまいりたいと存じます。本日は誠にありがとうございました。

橋本委員長 以上をもちまして、総務委員会を閉会いたします。お疲れでございました。

---

閉 会 10:58

---